

[10] 鑑定料金表

一般社団法人日本海事検定協会 TEL 03-3552-1241

1) 料金の種類及び額

① 基本料金

種 目	基 準	金額
1. 倉口検査	3倉まで 4倉目から1倉につき	21,330円 5,980円
2 積 付 検 査	(1)普通貨物 積込トン数1,000トンまで 1,000トンを超える場合は、超えるトン数について100トンまでを増すごとに	22,660円 1,580円
	(2)特殊貨物 積込トン数200トンまで 200トンを超える場合は、超えるトン数について10トンまでを増すごとに	22,660円 364円
	(3)危険物 積込トン数200トンまで 200トンを超える場合は、超えるトン数について10トンまでを増すごとに	34,010円 545円
3. 喫水検査	ア 基本料金 検査貨物トン数 10,000トンまで 1トンにつき 10,000トンを超え20,000トンまで 1トンにつき 20,000トンを超え30,000トンまで 1トンにつき 30,000トンを超え40,000トンまで 1トンにつき 40,000トンを超え50,000トンまで 1トンにつき 50,000トンを超え100,000トンまで 1トンにつき 100,000トンを超えるもの 1トンにつき ただし、(1)上記料金は積算方式により算定する。 (2)中間検査を行った場合は、1回につき	10.89円 9.15円 6.12円 3.41円 1.74円 0.19円 0.00円 24,000円
	イ 割引料金 同一委嘱者からの引き受けにおいて、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該鑑定基本料金請求額の30パーセントに相当する額を、当該引き受けに係る請求額から割り引きます。 a. 6ヶ月以上の長期契約があること。 b. 1か月以内に2回以上の委嘱があること。	
4. はしけ、機帆船等(テットウエイトスケールを有しないものに限る。)の積荷重量検定	1隻につき検定トン数100トンまで 100トンを超える場合は、超えるトン数10トンまでを増すごとに	16,540円 725円
5 本 船 ・ 油 槽 は し け の 液 量 検 定 及 び 検 査	(1)液量検定 イ 本船油槽 鉛油(1槽1測度につき) 動・植物油・化学成品及び液化ガス(1槽1測度につき) 危険物(1槽1測度につき) ただし、同時に3槽以上検定した場合は、3槽目から 鉛油(1槽1測度につき) 動・植物油・化学成品及び液化ガス(1槽1測度につき) 危険物(1槽1測度につき) ロ 油槽はしけ 動・鉛油(検定量1キロリットルにつき) 植物油・化学成品(検定量1トンにつき) 危険物(検定量1キロリットル又は1トンにつき)	6,710円 12,050円 33,340円 4,670円 8,430円 23,360円 46.70円 100.30円 246円
	(2)清掃検査 イ 本船油槽 鉛油・化学成品(1槽につき) 動・植物油(1槽につき) ただし、同時に2槽以上検査した場合は、2槽目から	17,430円 24,250円

	鉍油・化学成品(1槽につき)	12,050円
	動・植物油(1槽につき)	17,050円
	ロ 油槽はしけ	
	鉍油・化学成品(1槽につき)	8,340円
	動・植物油(1槽につき)	14,370円
6. 貨物の損害及び原因鑑定	検査貨物の正品価額の0.7%以内とする	

(注) 1 倉口検査において特に連続在船を依頼された場合は、7割増した金額を基本料金とします。

2 積付検査において貨物移動防止の検査をあわせて行った場合は、5割増した金額を基本料金とします。

3 積付検査において普通貨物で特に連続在船を依頼された場合は、7割増した金額を基本料金とします。

② 割増料金

種 目	内 容	割増率又は金額
作業割増	(1) 半夜作業	16時30分から21時30分までの間における作業 毎1時間につき 1人あたり 2,433円
	(2) 深夜作業	21時30分から5時までの間における作業 毎1時間につき 1人あたり 2,919円
	(3) 早朝作業	5時から8時30分までの間における作業 ただし、深夜から引き続きの場合は(2)によります。 毎1時間につき 1人あたり 2,433円
	(4) 日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業 イ 8時30分から21時30分までの間における作業 毎4時間以内につき 1人あたり 9,726円 ロ 21時30分から8時30分までの間における作業 毎4時間以内につき 1人あたり 11,677円
	(5) 荒天等作業	荒・雨・雪天時における作業及び強行作業 基本料金の1割増
	(6) 防波堤外作業	防波堤外における作業又は著しく交通に不便な場所における場合 基本料金の5割増以内

③ 最低料金

イ 喫水検査に係る最低料金は、1件につき 60,000円

ロ 液量検定に係る最低料金は、1件につき

本船油槽 24,970円

油槽はしけ 20,960円

ただし、危険物の場合は 49,900円

ハ 清掃検査に係る最低料金は、1隻につき 24,020円

ニ 貨物の損害及び原因鑑定に係る最低料金は、1件につき

..... 65,000円

とします。

④ 諸料金

イ 待機料金

検査のため待機した場合は、次の料金を申し受けます。

毎4時間以内につき 13,978円

ロ 検査報告書発行手数料

A 3通までは、無料とし、4通目から写1枚につき…………… 426円

B 再発行の場合は、1枚につき…………… 856円

C サインドコピーはA及びBの5割増とします。

ハ 下記の鑑定料金種目につき、検査作業日数が2日以上にわたった場合は、2日目から基本料金のほかに1日につき21,807円を申し受けます。

種目 1. 倉口検査

5.(2) 清掃検査

⑤ 消費税及び地方消費税の加算

イ 消費税及び地方消費税の加算は、料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じた額とします。ただし、免税となる取引には適用しません。

ロ 上記により加算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

2) 料金の適用方

① 適用範囲

この鑑定料金は鑑定検査を行う場合に適用します。

② 特殊貨物とは、重量品(1個5トン以上のもの)、かさ高品(1個5トン以上のもの又は12メートル以上の長尺物)、甲板積貨物(舟の暴露甲板へ積まれるもの)、その他特別の積付、運送又は保管を要するものをいいます。

③ 危険物は次のとおりとします。

火薬類、高圧ガス、腐しよく性物質、毒物類、放射性物質等、引火性液体類、可燃性物質類、酸化性物質類、有害性物質。

④ 清掃検査において

イ 総トン数1,000トン未満の沿海・平水区域を航行区域とする船舶については、左右両舷をもって1槽とみなします。

ロ 同一港域内で油槽はしけの代用として使用される船舶ならびに平水区域を航行区域とする船舶は、油槽はしけとみなします。

⑤ 料金表に記載のない種目

基本料金表に記載のない種目については、基本料金表記載の種目と類似している場合はその料金を適用し、類似種目がない場合は委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

⑥ 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

イ 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

ロ 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金

を算出し、これらの金額を合算します。

ハ 消費税及び地方消費税の加算については

A 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。

B 上記により加算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

⑦ 実費

イ 委託者の要求により、出張検査を行った場合は、実費を申し受けます。

ロ 貨物の損害並びに原因鑑定に際し、分析を行った場合は、実費を申し受けます。

ハ 委託者から通常の検査、検定又は鑑定以外の特別な検査、検定又は鑑定を要求された場合の費用については、実費を申し受けます。

⑧ その他

イ 荒天作業、防波堤外作業、深夜作業、早朝作業の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

ロ 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は慣習によります。